

○安全衛生特別教育規程（昭和四十七年 労働省告示第九二号）（抄）

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条の規程に基づき、安全衛生特別教育規程を次のように定め、昭和四十七年十月一日から適用する。

（伐木等機械の運転の業務に係る特別教育）

第八条の二 安衛則第三十六条第六号の二に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
伐木等機械に関する知識	伐木等機械の種類及び用途	一時間
伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	伐木等機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	一時間
伐木等機械の作業に関する知識	伐木等機械による一般的作業方法	二時間
伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	伐木等機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
伐木等機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	二時間
伐木等機械の作業のた	基本操作 定められた方法による伐	四時間

めの装置の操作	木、造材及び原木の集積	
---------	-------------	--

(走行集材機械の運転の業務に係る特別教育)

第八条の三 安衛則第三十六条第六号の三に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
走行集材機械に関する知識	走行集材機械の種類及び用途	一時間
走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	走行集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	一時間
走行集材機械の作業に関する知識	走行集材機械による一般的作業方法	二時間
走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	走行集材機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類及び取扱いの方法	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
走行集材機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	三時間
走行集材機械の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による原木の運搬	三時間

(機械集材装置の運転の業務に係る特別教育)

第九条 安衛則第三十六条第七号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について 同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時 間
機械集材装置に関する知識	機械集材装置の集材機の種類、構造及び取扱いの方法 機械集材装置の索張り方式 集材方法	三時間
ワイヤロープに関する知識	ワイヤロープの種類 ワイヤロープの止め方及び継ぎ方の種類	二時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時 間
機械集材装置の集材機の運転	基本操作 応用運転	四時間
ワイヤロープの取扱い	ワイヤロープの止め方、継ぎ方及び点検方法	四時間

(簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育)

第九条の二 安衛則第三十六条第七号の二に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
簡易架線集材装置の集	簡易架線集材装置の集材機の種類及び	一時間

材機及び架線集材機械に関する知識	用途 架線集材機械の種類及び用途	
架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	架線集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	一時間
簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械による集材の方法 簡易架線集材装置の索張りの方法	二時間
簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類 ワイヤロープの止め方及び継ぎ方の種類	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
架線集材機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	一時間
簡易架線集材装置の集材機の運転及び架線集材機械の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による原木の運搬	三時間
ワイヤロープの取扱い	ワイヤロープの止め方、継ぎ方及び点検方法	四時間

(伐木等の業務に係る特別教育)

第十条 安衛則第三十六条第八号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実施教育により行うものとする。

- 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について 同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。ただし、安衛則第三十六条第八号に掲げる業務に従事する者のうちチェーンソーを用いて当該業務に従事する者以外の者については、チェーンソーに関する知識及び振動障害及びその予防に関する知識の科目の教育は、行うことを要しないものとする。

科 目	範 囲	時 間
伐木作業に関する知識	伐倒の方法 伐倒の合図 退避の方法 かかり木の種類及びその処理	三時間
チェーンソーに関する知識	チェーンソーの種類、構造及び取扱い 方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	二時間
振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の 予防措置	二時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

- 3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。ただし、前項ただし書に規定する者については、チェーンソーの操作及びチェーンソーの点検及び整備の科目の教育は、行うことを要しないものとする。

科 目	範 囲	時 間
伐木の方法	大径木及び偏心木の伐木の方法 かか り木の処理方法	四時間
チェーンソーの操作	基本操作 応用操作	二時間
チェーンソーの点検及び整備	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	二時間

第十条の二 安衛則第三十六条第八号の二に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

- 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
伐木作業に関する知識	伐倒の方法 伐倒の合図 退避の方法	二時間
チェーンソーに関する知識	チェーンソーの種類、構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	二時間
振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	二時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

- 3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
伐木の方法	胸高直径が七十センチメートル未満の立木の伐木の方法 かかり木でかかっている木の胸高直径が二十センチメートル未満であるものの処理方法	二時間
チェーンソーの操作	基本操作 応用操作	二時間
チェーンソーの点検及び整備	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	二時間